

記者発表資料（第4報）

平成30年10月6日 11時30分発表

配布先

佐伯市記者クラブ

本誌の投げ込みを持って解禁

**切土法面の崩壊による国道57号の通行止めについて
（片側交互通行規制への変更）**

通行止めの概要は以下のとおりです。

1. 発生日時：平成30年10月5日 3時50分頃
2. 場 所：国道57号 12k600（下り）
（中九州横断道路 大野東IC～大野IC）
大分県豊後大野市大野町後田
3. 状 況：11時30分より片側交互通行規制に変更
切土法面の崩壊による通行止めを解除しました。

現在、全面開放に向けた工事を実施中です。
開放の見込みがございましたら、再度お知らせします。

お問い合わせ先：

国土交通省 佐伯河川国道事務所 道路副所長 日名子 信広（ひなご のぶひろ）

TEL 0972-22-1880

FAX 0972-23-2726

国土交通省 佐伯河川国道事務所

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14

ホームページ <http://www.qsr.mlit.go.jp/saiki/>